

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年3月定例会

	議案第 6 号 交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉 こどもの生活の安定と健全な育成及び児童福祉の向上を図ることを目的とし、医療費の一部を助成するもの。	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 大阪府下の23の市町村が18歳年度末までのこどもを対象に医療費の一部助成を実施。					
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
	総額 349,419	0	47,817	0	0	301,602
	拡充分 (42,545)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	(42,545)
〈政策等を必要とする背景〉 中学生以下のこどもを対象に医療費助成を実施してきたが、中学校を卒業すると公的支援が少なくなる一方で、高校生世代がいる家庭にとっては子育てにかかる経済的負担が大きくなっている。コロナ禍における生活への影響も考慮し、高校生世代がいる家庭への支援として、所得制限なしで助成対象年齢を18歳まで拡充する。（令和4年10月診療分から適用）	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉 対象となるこどもの医療保険の自己負担相当額の一部を助成することにより受診を容易にし、病気の早期発見及び健康の保持増進を図る。 令和4年度予算 349,419千円 次年度以降予算 372,000千円見込					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉 “かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ） 12 安心して子どもを生み育てることができる 18 子どもたちの未来に明るい希望がある 24 まちなかに元気な子どもたちの笑顔があふれている ○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉	計画名称	第2期交野市子ども・子育て支援事業計画				
	策定年度	令和2年3月				
	計画期間	令和2年度から令和6年度				
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	〈政策等の実施時期〉	令和4年10月1日				
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	健やか部	子育て支援課	<input checked="" type="checkbox"/> 無（新旧対照表等）			

交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

こどもの医療費助成は、こどもの疾病の早期発見、早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図ることを目的に、中学生以下のこどもに対して実施している。

高校生世代がいる家庭の子育てにかかる経済的負担や、コロナ禍における生活への影響等を考慮し、高校生世代がいる家庭への支援として、助成対象年齢を引き上げる制度の拡充を行うことに伴い、所要の改正を行う。

2. 条例改正の内容

入院・通院に係る医療費の助成対象となるこどもについて、現行の「出生の日から満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者」を「出生の日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者」に改める。

3. 施行日

令和4年10月1日

交野市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第23号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) こども 出生の日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) こども 出生の日から満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>